

# **BVCJ Report Vol.25**

2008年3月5日

### IFRS の基礎知識

#### 1. 東京合意

2007年8月8日、企業会計基準委員会(ASBJ:Accounting Standards Board of Japan)と IASB(国際会計基準審議会)は、日本の会計基準と IFRS のコンバージェンス(convergence:収斂)を加速化させることの合意を公表し、両者の重要な差異につき 2008年までに解消し、残りの差異については、2011年6月30日までに解消を図ることとなった。この合意は、「東京合意」という固有名詞で呼ばれるようになっているが、この東京合意以降、我が国の会計業界の IFRS の動向に対する関心は、間違いなく高まってきている。

現に、年が明けた 2008 年 1 月 17 日に行われた新春全国研修会において、日本公認会計士協会が選んだテーマは、「『東京合意』に基づく今後の展望について」であった。また、2008 年 3 月の日本公認会計士協会の機関紙である「会計・監査ジャーナル」の巻頭記事では、IASB 議長である David Tweedie 氏が「2007 – a milestone year」と題し、IFRS の導入状況を巡る動きと、今後の活動予定を、力強く紹介している。

このような流れを受けて、本レポートでは、以下に IFRS の概要を紹介する。資本が国境を超えた大きな動きを見せる現在、IFRS の動向は、単なる会計の技術的な問題には留まらず、国際問題へとつながる。したがって、IFRS に関する基礎知識を身につけ、その動向を抑えていくことは、会計の専門家はもちろん、専門家以外の方達にとっても、有益なのではないかと思われる。

#### 2. IFRS & IASB, IAS & IASC

IFRS について知ろうとする際、最初の壁となるのが様々な略称である。そこで、まず簡単な略称の整理を行いたい。

IFRS、いわゆる国際会計基準は、正式名称を International Financial Reporting Standards(国際財務報告基準)という。そして、IFRS を作成する会計基準設定主体が IASB であり、正式名称は International Accounting Standards Board である。

さらにもう一つ、IASB の前身組織の名称を覚えることも重要である。というのは、IASB の前身 IASC (国際会計基準委員会)の設立が、実質的な国際会計基準のスタートであるためである。 IASC は、正式名称を International Accounting Standards Committee といい、1973 年に9カ国(オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、米国)の職業会計士団体としてロンドンに設立されている。IASB は、2001 年4月1日に会計基準設定主体として

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。



の機能を IASC から譲り受けたものである。

IASC も IASB と同様に、会計基準設定主体であるから、作成した基準書が存在する。この IASC が作成した基準書は、IFRS ではなく、IAS (International Accounting Standard:国際会計基準)という名称で呼ばれる。つまり、IASB が作成した基準書は IFRS であり、IASC が作成した基準書は IAS という関係である。

#### 3. IFRS の導入状況

IFRS の導入方法としては、IFRS を自国の基準としてそのまま採用する Adoption と自国の基準 を IFRS に近づけていくコンバージェンスの二通りがある。

現在、IFRS を採用している、若しくは採用を表明している代表的な国は以下の通りである。

- EU 加盟国(上場企業)
- ・ オーストラリア・ニュージーランド
- 南アフリカ
- · ブラジル (2010年から)
- カナダ(2011年から)
- ・ 韓国 (2011年から。2009年より早期適用化)
- ・ インド (2011年から)

一方、コンバージェンスの方法を選んでいるのは、我が国と、米国と中国のみである。

米国は、早くから FASB (Financial Accounting Standards Board:財務会計基準審議会)を設立し、世界の会計基準をリードしてきた会計先進国である。US GAAP (US Generally Accepted Accounting Principles:米国会計基準)により作成された財務諸表は、日本を含め、世界中どの国の証券市場においても認められ、US SEC (US Securities and Exchange Commission:米国証券取引委員会)は、米国で上場する外国企業に対しては、IFRS 適用企業も含め、US GAAP との差異調整を求めてきた。すなわち、US GAAP こそが国際的に通用する会計基準であり、IFRS を国際的に通用する会計基準である、とは認めてこなかったといえる。しかしながら、2007年11月に、SEC は、米国で上場する外国企業が IFRS に基づいて財務諸表を作成する場合、US GAAP との差異調整を求めないことを発表し、自国の企業に対しては、IFRS の適用を認めるべきか否かを問う公開草案を出しており、現在では、IFRS に対して明らかに歩み寄りが見られる。また、並行して、FASBと IASBは、2006年2月に公表した MOU(Memorandum of Understanding:覚書)に基づいて、自国の会計基準と IFRS とのコンバージェンス作業を進めている。

中国では、2006年2月、CASC (China Accounting Standards Committee:中国会計基準委員会)が自国の新しい会計基準 CASs (New Chinese Accounting Standards)を公表し、2007年度から全ての上場企業に対し新 CASs に基づいて財務諸表を作成することを義務付けている。CASs は、IFRSとのコンバージェンスを達成した基準であるとされている。

IFRS の導入状況を見れば、IFRS が国際的な会計基準としての地位を着々と固めている状況は、

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。



米国さえも例外とならないことからも、明確に認識されるべきであろう。世界第2位の資本市場である我が国日本が、IFRSと無関係でいられるはずもなく、東京合意において、その立場を明確に表明したことになる。それでは、そもそもIFRS導入の意義とは何なのであろうか。

#### 4. IFRS 導入の意義

IASB は、2001 年の発足以来、「急速に統合する世界の資本市場に、共通の財務報告用語を提供する(to provide the world's rapidly integrating capital markets with a common language for financial reporting)」ことを目標として掲げている。

財務報告において、共通言語が採用されるようになれば、投資家は、国境を超えても、企業の業績を容易に比較できるようになる。そのことは、「投資先で使われている会計基準がわからないから」という理由の投資リスクを減少させ、国境を超えた投資機会を拡大させるはずである。つまり、会計基準・言語の国際化は、国際資本の移動の更なる促進剤となると思われている。しかしながら、それは良い側面だけを持つものではない。

会計基準は規則であるが、規則は守られなければ、規則としての意味がない。すなわち、IFRS 導入を表明するということは、自国に対してのみではなく、国際的に IFRS を守るという責任を表明するということに等しい。正確にいえば、規則を守る責任という意味では、IFRS 導入前においても、同じ責任を有しているのであるが、IFRS 導入を表明した場合、その責任の実質的な重みは明らかに増してくるはずである。つまり、基準が国際的になることにより、それを守るという義務も、国際的な視点が不可欠となる。それは、守れなかったことによる責任も、国際的な影響をもたらすと考えられるためである。

冒頭に述べた「新春全国研修会」では、国際会計基準の歴史、日本の対応等を紹介した『国際会計基準戦争』(日経 BP 社:2002 年 10 月初版)の著者、磯山友幸氏もゲストとして参加していた。同書が出てから既に5年以上経過しているが、国際的な会計基準の覇権を巡る「国際会計基準戦争」は、未だに終わってはいない。

現在、IFRS 導入の流れは規定路線であり、我が国は当面、合意したコンバージェンス作業を行っていかなければならない。一方、現在、順調な流れに乗っているように見える IFRS も、その試みはおそらく人類史上初のものであり、この先、どのような課題・障害にぶつかるかは未知数である。そのため、我々は、IFRS を巡る動きを他人事と思い、見て見ぬ振りをするべきではないと考える。IFRS は国際問題であり、会計専門家だけの話ではない、という視点が必要であろう。

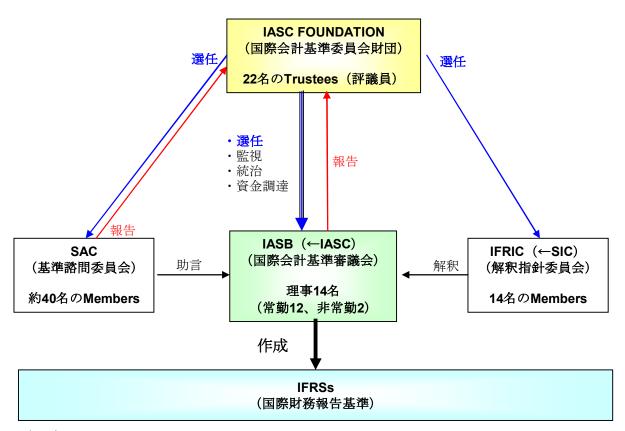
以 上 (文責 新井 康友)

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。



(IASB 組織図)



#### 略語表

→ IASB : International Accounting Standards Board

IASC: International Accounting Standards Committee (旧組織)

→ IFRIC: International Financial Reporting Interpretations Committee

SIC Standing Interpretations Committee (旧組織)

SAC : Standards Advisory Council

IFRSs: International Financial Reporting Standards

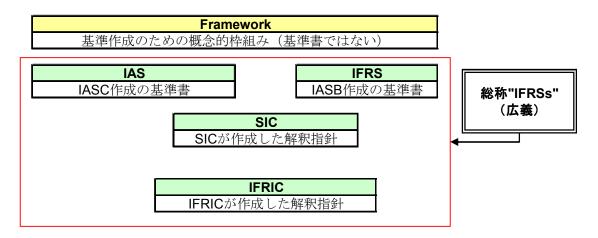
(参考サイト: http://www.iasb.org)

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。



(公表文書間の関係)



#### IFRSsの定義

狭義: IASCが作成した一連の基準書IASsと区別するためのIFRSs

広義: IASBの全ての公表物 (IASBとIASCが承認した基準、解釈指針を含む)

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。



## セミナーのご案内

弊社出版の『新株予約権・種類株式の実務』(第一法規刊)に関連して、投資銀行及びベンチャーキャピタルの方々を主に対象に、以下のセミナーを行います。ご興味のある方は是非ご参加ください。 (定員数に達しましたら締切とさせていただきます)

「新株予約権の評価、会計、税務セミナー」

開催日時:2008年3月14日(金) 15:00-17:00

開催場所:アルカディア市ヶ谷(東京都千代田区九段北)

料金 :無料

講師:公認会計士 小林憲司(ビバルコ・ジャパン株式会社代表取締役)

#### 主な内容:

1. 新株予約権の会計・税務の概要

2. 新株予約権の評価

3. 戦略的活用事例 質疑応答ほか

お申込み・詳細はこちらからどうぞ↓

http://www.bevalco.com/seminar080314.pdf

<sup>※</sup> 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

<sup>※</sup> 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。